



労組周辺動向 No.50

2018年12月14日現在

1. 法・政策

(1) 教員の残業は月45時間以内に：働き方改革で指針案

教員の働き方改革を議論している中央教育審議会の特別部会に、教員の残業時間を原則月45時間以内とする指針案が示された。また、勤務時間の短縮に向けた答申素案も示され、労働時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入などが盛り込まれた。文部科学省では来年度中に関連の法改正を目指す方針だ。

指針案では、罰則の導入には答申素案で「慎重であるべきだ」とし、設けない方針を示した。

現行の教職員給与特別措置法（給特法）では教員に時間外手当の支給を認めておらず、残業の大半が自主的な労働とみなされていることに「勤務時間管理が不要との認識を広げている」との見方を記したが、抜本的な見直しには踏み込まなかった。

「学校における働き方改革特別部会（第20回） 配付資料」は以下で（日本語）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryo/1411603.htm

(2) 入管難民法が参院本会議で可決、成立

改正出入国管理・難民認定法が可決、成立した。2019年4月1日の施行予定で、政府は2019年度から5年間に14業種で最大345,150人の受け入れを見込む。

同法改正案は、新たな在留資格「特定技能」の創設が柱だ。従来は医師や弁護士ら「高度な専門人材」に限定してきた就労目的の在留資格が、単純労働分野に広がる。熟練技能者として認定する「特定技能2号」については、制度開始から当面は事実上の凍結となる見通しだ。

(3) 外国人の労災、国籍・在留資格の報告を義務化

政府は、外国人労働者の労働災害の実態把握に本腰を入れる。労災事故で死傷した外国人の「国籍・地域」と「在留資格」を事業者に報告させるよう義務づけ、外国人が安全に働ける環境づくりにつなげる。労働安全衛生規則を年内に改正し、来年1月から施行する。

今の規則では、労働者が就業中のけがで休業したり、死亡したりした場合、発生状況や原因を労働基準監督署長に報告するよう事業者が義務づけている。死傷者の国籍や在留資格を

報告する必要はない。氏名から外国人とみられれば、労基署の判断で国籍や身分などを個別に確認している。

特定の国籍出身者が巻き込まれやすい労災事故があれば、出身者の母国語で安全マニュアルを作ることなどが見込まれる。

(4) 企業にパワハラ防止を義務付ける法整備：労働政策審議会が報告書了承

厚生労働省は労働政策審議会で、職場のパワーハラスメントの対策に向けた報告書を示し、了承された。企業に防止措置を講じるよう法律で義務付けることが適当とした。パワハラをした人の処分規定を設けることなどを求める見通しだ。

厚生労働省は報告書をもとに法案をつくり、2019年の通常国会へ提出をめざす。労働施策総合推進法を改正し、防止規定を盛り込む方針だ。

パワハラの定義については(1)優越的な関係に基づく(2)業務上必要な範囲を超える(3)身体的・精神的な苦痛を与える——の3つの要素を満たすものとした。上司が部下に不必要な暴言を吐くことはパワハラと認定されそうだ。

パワハラには現在法律による規制がない。社会問題化するなか、規制の強化が必要と判断した。

「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について（建議）」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000454577.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 「外国人は使いやすい部品」カーシャープ亀山工場2,900人雇い止め、労働局に告発

シャープ亀山工場（三重県亀山市）で働いていた外国人労働者約2,900人が、今年に入り、次々に雇い止めされていた問題。労働組合「ユニオンみえ」は、派遣会社を職業安定法などに違反しているとして三重労働局に告発し、東京・霞が関の厚生労働省で会見を開いた。外国人労働者について「人間というより材料と見ている節がある」と指摘した。

外国人労働者の受け入れ拡大に向けた入管法の改正案について聞かれた組合は、「新たに大量に入れていこうとすると彼らの人権も心配だ。非常に劣悪な環境で働かされることは目に見えている」と指摘した。

(2) 教員の長時間労働をうむ「給特法」改正を：現役教員ら32,500人分の署名提出

公立教員の時間外勤務手当などを支給しないと定めている「給特法」の改正を求めて、現役公立教員と教育学者、過労死遺族などが、32,500人分の署名を文科省と厚労省に提出

した。

学校における教員の働き方改革をめぐることは、現在、中央教育審議会の特別部会で議論が行われている。12月13日に開かれた中央教育審議会には答申骨子案が出されたが、給特法に関する具体的な記述はなかった。

(3) 「ブラック企業大賞2018」に財務省がノミネート。スルガ銀行、日立製作所、モンテローザなど話題の企業も

その年に労働問題で話題になった企業を発表する、ブラック企業大賞2018に全国9社がノミネートされた。弁護士やジャーナリストらによる「ブラック企業大賞」実行委員会が発表した。

2018年は、民間企業ではない財務省も特別ノミネートされた。女性記者に対するセクハラ問題がクローズアップさせた影響によるという。

また、裁量労働制の社員が長時間労働で過労死したとみられる企業や、パワハラと長時間労働の合わせ技になっているとされた企業、外国人技能実習生に対し過酷な労働環境を与えていたとみられる企業が名を連ねた。

ノミネートされた会社・組織は以下。

- ・ジャパンビジネスラボ
- ・財務省
- ・三菱電機
- ・日立製作所・日立プラントサービス
- ・ジャパンビバレッジ東京
- ・野村不動産
- ・スルガ銀行
- ・ゴンチャロフ製菓
- ・モンテローザ

(4) シャープ雇い止めで労組が県労働委員会に救済申し立て

シャープ雇い止め問題で、三重一般労働組合（ユニオンみえ）は派遣会社側から脅迫行為があったとして、県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行った。背後に反社会的勢力がいることを示唆して脅されたと主張している。

申立書で同労組は、約5年前から派遣会社側に業務を妨害されたと主張。今年7月31日には、広岡法浄書記長が数十回電話を受け威嚇され、10月6日深夜にも「うちの若い衆たちは皆、あんたのこと怒っとるで」と電話で脅迫されたと訴えている。

(5) 日本郵便の非正規社員の待遇格差訴訟で東京高等裁判所が賠償額を増額する判決

日本郵便の非正規社員3人が、正社員との間に手当などの待遇格差があるのは違法だとし

て、同社に差額の支払いなどを求めた訴訟の控訴審判決で東京高等裁判所は、一部の手当の不払いなどを違法として約90万円の賠償を命じた1審・東京地裁判決を変更し、賠償額を約170万円に増やした。

年末年始勤務手当と病気休暇について、東京高等裁判所は原告に正社員と均等に扱うよう命じた。

1審判決は、原告側が主張した8つの手当と2つの休暇制度のうち、住居手当▽年末年始勤務手当▽病気休暇▽夏期・冬期休暇——の格差を違法と判断し、手当の未払い分を賠償するよう同社に命じた。これに対し、原告側と日本郵便側の双方が控訴していた。

(6) 「私の仕事は、残業代を出すことに値しないのか」 公立小教員の訴え

教員の時間外労働に残業代が支払われていないのは違法だとして、埼玉県内の市立小学校の男性教員が県に約242万円の未払い賃金の支払いを求めた訴訟の第1回口頭弁論が、さいたま地裁で開かれた。

原告の意見陳述の全文は以下で（日本語）。

<https://www.bengo4.com/c/5/n/8987/>

3. 情勢・統計

(1) 介護来日247人止まり 日本語能力要件が壁に

介護の人手不足対策の一環として、政府が外国人技能実習制度に介護職種を追加した昨年11月以降、一年間に来日した実習生が計247人とどまることが分かった。対人サービスの介護は実習生に一定水準の日本語能力を求めており、受け入れが進まない背景となっている。

この新資格で介護は1年目で5,000人、5年目までに累計50,000～60,000人の受け入れを見込むが、諸外国と人材の奪い合いになっており、先行きは厳しい。

(2) 「やっと壁が崩れた」熊本市、パートナーシップ制度導入へ—LGBTら歓迎の声

熊本市が性的少数者（LGBT）カップルの関係を公的に認める「パートナーシップ制度」の導入を表明した12月4日、当事者や支援者の間に歓迎の声が広がった。一方で、「法的な保障はなく制度だけでは不十分」として、啓発や制度を後押しする取り組みを求める意見もあった。「制度に法的効果はなく全てが解決するわけではない。財産の相続権がないなどの問題は残る」との指摘もある。

(3) 「移民の人権」で国際協力—国連主導で初の文書採択へ

難民とともに急増し世界的な課題となっている、移民への対応を話し合う国際会議が北アフリカのモロッコのマラケシュで12月10日から開かれ、国連の主導で初めてまとめら

れた国際協力の枠組み文書が採択される予定。

日本は政府代表を派遣し賛成するが、交渉の過程で離脱したアメリカのほか、移民に厳しい政策をとるハンガリーやポーランドなどヨーロッパからも、自国の移民政策をあやうくしかねないなどとして拒否する国が出ている。このため、どれだけの国が会議に参加し採択に賛成するかが焦点になっている。

この文書に法的な拘束力ない。

また主権の制限につながるのではないかという懸念に配慮して、移民政策は各国が主権に基づきそれぞれ決めることを改めて確認している。

草案は以下で（英語）。

https://refugeesmigrants.un.org/sites/default/files/180713_agreed_outcome_global_compact_for_migration.pdf